

ボランティア活動依頼に関するお願い

ボランティアを依頼される団体様には、下記の「申し合わせ事項」と「ガイドライン」をご一読の上、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

その他、ご不明な点等ありましたら、清泉女学院大学・清泉女学院短期大学 地域連携センターまでお問い合わせください。

■申し合わせ事項■

1. 個人の方からのご依頼は、原則お断りしております。ご依頼は団体様からお願いいたします。
2. 学生の自主的な思いで活動を選択することになりますので、募集案件について参加者が必ず見つかるとは限りません。ご了承下さい。
3. 実活動開始前には、必要に応じて学生向けにボランティアの説明やオリエンテーション等を実施していただき、学生の活動に必要な情報や留意点を伝達・確認してください。
4. 基本的に、学生ボランティア単独で活動することがないように、ご配慮をお願いいたします。
5. 学生は定期試験前から試験期間中は学業に専念するため、ボランティア活動に参加することが難しくなります。

春学期定期試験：7月下旬 <夏季休業：8月初旬～9月中旬>

秋学期定期試験：1月下旬 <春季休業：1月下旬～3月下旬>

6. 学生向けの募集に際しては大学のガイドラインに沿った確認がございます。下記ガイドラインをご理解の上、ご依頼ください。
7. 団体様に学生のボランティア活動中の保障を担う保険へのご加入を推奨しています。
8. 万が一事故等があった場合には、依頼団体は速やかに地域連携センターに連絡をしてください。

清泉女学院大学・清泉女学院短期大学 地域連携センター

Tel : 026-295-1325 (平日 9:00~17:00)

■ガイドライン■

■ ご依頼いただけるボランティア活動

1. 公益性・公共性が高く、特定の団体や個人の利益の増進に寄与しない活動
2. 商業的宣伝、または営利を目的としない活動
3. 大学生が目指す取り組みとして適当と判断され、学生に何らかの教育的効果が考えられる活動
4. 学生生活に支障が出るような精神的・肉体的苦痛がなく、安全性が高いと判断される活動
(学生及び支援対象者に対して、危険が伴うもの、人命にかかわることが予想されるもの及び車両の運転を伴うものなどはご依頼いただけません)
5. その他 当大学が認めた活動
(法令や公序良俗に反する活動や、反社会的・政治的・宗教的活動、その他本学学生に紹介する活動として不相当と判断される場合は、ご依頼をお断りすることがあります)

■ ボランティア活動の取り扱い

- ボランティア活動につきましては、地域連携センターで内容確認の上、募集の可否を決めさせていただき、ご連絡いたします。そのため、全ての活動を募集できるとは限りません。あらかじめご了承ください。
- 本学のコロナウイルスの基準レベルが6となった場合、原則ボランティア活動が禁止となります。

■ 免責事項

- 当大学にて募集するボランティア活動に関して発生したトラブル等に対し、本学は一切責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

■ボランティアご依頼の手順■

- ① 申し合わせ事項・ガイドラインのご確認
 - ② 団体登録用シートの提出（初回依頼時のみ提出：変更があった場合はご連絡ください）
 - ③ ボランティア活動依頼書のご提出（依頼ごとに毎回提出）
- * 団体登録用シート・ボランティア活動依頼書は本学ホームページよりダウンロードして地域連携センターまでご提出ください。
 - * ご依頼はなるべく活動の1ヶ月前までをお願い致します。